

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

4月～5月分については対象案件はありません。

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立高野台中学校昇降機設置 工事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務一式	令和 7年 6月10日 から 令和 8年 3月13日 まで (令和7年6月10日)	大阪府東大阪市上石切町1丁目12 番30号 (株)SDIイドタセイイチアトリエ	7,370,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立高野台中学校昇降機設置工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>株式会社SDIイドタセイイチアトリエは、令和6年度に吹田市立高野台中学校昇降機設置工事設計業務を行っており、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市立豊津西中学校校舎大規模 改造2期及び昇降機設置工事監理 業務	吹田市立豊津西中学校大規模改造2期 工事に伴う監理業務一式 吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事 に伴う監理業務一式	令和7年6月12日 から 令和8年3月13日 まで (令和7年6月12日)	大阪府大阪市北区太融寺町3番24 号 (株)上坂設計	11,330,000円	<p>本業務は、吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事と吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造2期工事に係る工事監理業務です。本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、各種制約条件等の施工条件で設計上重要な内容を熟知している必要があります。具体的には以下の内容が特筆して挙げられます。</p> <p>①昇降機棟増築に伴い既存棟の外壁を解体する際の構造上の接合部の確認 ②大規模改造工事で改修を行う天井面、天井内及び壁面を、昇降機設置工事の電気設備配線が通るなどの二つの工事が立面的に密接に絡み合った工事内容 ③大規模改造工事に含まれている昇降機棟増築に伴う既存遊及の内容と必要性及びそれらの条件 ④仮設計画において、工事期間中に昇降機棟増築に伴い一部外壁が無い状態で学校運営がされることを含め、施設利用者への影響や安全面に対する配慮が必要であるなどの施工条件</p> <p>これらを工事工程に合わせて遅滞なく確認するためには、対象工事の設計及び昇降機棟増築の申請手続きを行った設計者に監理業務を任せる必要があります。</p> <p>上述の点において、令和5年度から令和6年度にかけて吹田市立豊津西中学校大規模改造2期及び昇降機設置工事設計業務を行った株式会社上坂設計は、昇降機設置工事の監理業務に関して適切な履行に不可欠な情報を有しています。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>なお、昇降機の設置と校舎の大規模改造工事については、大規模改造を実施する校舎棟の外壁に昇降機棟を接続させるものであり、施工場所は同じであり本来であれば1つの工事として取り扱います。近年、昇降機本体の納期が延び、従前であれば8か月ほどで完了する昇降機の新設工事の工期が1年間程度必要となる可能性があることから、契約はやむを得ず2つに分けますが、入札は1件で同一事業者へ施工させます。工事場所毎に確実に完了させ引き渡しを行うことで、学校運営に対する影響が最小限になるよう配慮し進めるものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 力 特定の者でなければ役務を提供することができないとき ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事監理業務	吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事に伴う監理業務一式	令和7年7月23日 から 令和8年7月31日 まで (令和7年7月23日)	大阪府大阪市中央区南船場2丁目1番10号 (株)総企画設計 大阪支店	23,540,000円	<p>本業務は、吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事に係る工事監理です。本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、今回の工事では設計業務の中で関係2所管と協議を行い、それぞれの完成後の施設運営を見据えた設計を行ってきたため、その意図を十分に把握し判断することが求められます。加えて、分離発注となる各種工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、ガス設備工事)の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。</p> <p>株式会社総企画設計大阪支店は、令和5年度から令和6年度に吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事設計業務を行っており、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

8月～9月分については対象案件はありません。

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市資源循環エネルギーセンター 基幹的設備機能回復工事	焼却プラント設備及び灰溶融設備一式に 係る機能回復工事	令和7年10月1日 から 令和13年3月14日 まで (令和7年10月1日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番3 3号 タクマ・大同特殊鋼特定建設工事共 同企業体	14,916,000,000円	<p>本工事は、老朽化した吹田市資源循環エネルギーセンターの基幹的設備の機能回復と施設の延命化を図る工事です。</p> <p>老朽化した設備の機能回復にあたって、焼却プラント設備、灰溶融設備及び処理制御システムに係る特殊な技術を保有する必要があります。また、それぞれの設備・システムは互いに密接に関係しており、個別に更新を行うことは困難であるため、一体となって作業を進める必要があります。同技術を唯一保有するのは、センターを建設した(株)タクマ、及び同施設の灰溶融炉設備を施工した大同特殊鋼(株)です。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、タクマ・大同特殊鋼特定建設工事共同企業体と随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167の2第1項第2号(1)【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないときに該当</p>

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	上の川上面整備工事附帯工事	道路改良【円山垂水4号線】 一式 遊歩道整備 一式 仮設工 一式	令和 7年10月9日 から 令和 8年3月13日 まで (令和7年10月9日)	大阪府吹田市金田町5番10号 (株)関根工務店	27,698,000円	<p>上の川上面整備工事(以下「本体工事」という。)は、歩行空間が特に狭小な上ノ川橋から蓮華寺橋までの区間において、河川暗渠化により創出された上部空間を活用し、本市遊歩道及び府道吹田箕面線の歩道等を整備するものであり、令和8年3月の完成を目標に進めています。</p> <p>本体工事の発注時点で設置が未確定であった照明灯本体や隣接した別区間の舗装について、管理者協議等が整ったこと、国の補正予算措置により財源が確保されたことから、附帯工事として発注するものです。</p> <p>本附帯工事は本体工事と同じ場所で作業するため、責任の所在を明確にして工程調整及び安全管理を実施する必要があります。特に近接する阪急千里線は、鉄道運行の安全性の観点から仮設防護柵の安全管理がとて重要となります。</p> <p>このような状況の中、本体工事の受注者に施工させることで、安全施設等の仮設物の共用が可能となること、また、工事区域内の施設状況や工事管理方法を熟知していることから、施工の安全性の確保及び円滑な実施により、他の業者が施工する場合に比べて約2か月の工期短縮が図れ、本体工事に併せて令和8年3月中の完成が可能となります。</p> <p>また、経済的にも経費縮減が図れることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、本体工事の受注者である株式会社関根工務店と随意契約を行うものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その8)	人孔蓋取替工 20箇所 附帯工 一式	令和7年11月6日 から 令和8年1月16日 まで (令和7年11月6日)	大阪府吹田市寿町2丁目3番3号 松原工業(株)	4,378,000円	<p>本工事は、吹田市古江台1丁目地内において、吹田市水道部執行の「古江台1丁目配水管φ100mm～φ200mm布設替工事跡道路本復旧工事」(以下「舗装工事」という。)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。</p> <p>なお、本工事の施工場所は、舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者である松原工業(株)と随意契約を行うものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

12月分については対象案件はありません。

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事監理業務	吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事に伴う監理業務一式	令和8年1月15日 から 令和9年3月15日 まで (令和8年1月15日)	大阪府大阪市天王寺区清水谷町7番4号 (株)前田都市設計	23,760,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事に係る工事監理業務です。監理対象工事は、昇降機棟及び渡り廊下棟を増築し、また既存校舎及び旧千里山西デイサービスセンターを改修する工事です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、各種制約条件等の施工条件で設計上重要な内容を熟知しその内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。具体的には以下の内容が挙げられます。</p> <p>①昇降機棟増築と接続する既存棟の構造上安全を満たす接続方法について。</p> <p>②狭小な増築位置への施工方法や手順について。</p> <p>③学校運営を行いながら工事を行うため、学校利用者の安全に配慮した動線の確保や、工事施工エリアと学校利用者エリアの段階的な盛替えを含む仮設計画について。</p> <p>上述の点において、令和6年度から令和7年度にかけて吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事設計業務を行った株式会社前田都市設計は、本監理業務に関して適切な履行に不可欠な情報を有しています。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p>